

（岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金）
高効率空調機器（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付を受けるに当たり、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。

記

誓約事項の内容	
(1)	整備する対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。
(2)	法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
(3)	補助対象事業の実施に伴い、国が実施するその他の補助制度を実施しないこと。
(4)	対象設備を設置する建築物において、既設の設備の買替えによる導入とし、既設の設備に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。※ただし、導入する対象設備の基数については、買替えを行う既設の設備の基数を超えてはならない。（買替えを行う既設の設備の基数≧導入する対象設備の基数）
(5)	国の補助事業における補助対象機器としてSIIにより登録されている高効率空調機器であること。
(6)	補助対象事業の実施に際して2者以上からの見積りを取り、比較検討をした上で、交付申請すること。
(7)	補助対象設備を設置する場所（建物・土地）が自己の所有でない場合、当該所有者（賃貸人等）から設備の設置及び当該対象設備の処分制限期間内における設置継続について、あらかじめ承諾を得ている。
(8)	その他岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱を遵守すること。また、当該交付要綱を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
(9)	交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

令和 年 月 日

申請者の氏名

印

※商号・代表者役職・氏名とすること。

※必ず記名押印としてください。なお、代表者印(丸印)又は社印(角印)とすること。